



熊本県公報

号外第 22 号

平成 23 年 6 月 30 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則 ······ (自然保護課) 1

規 則

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 6 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 29 号

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本県立自然公園条例施行規則(昭和 47 年熊本県規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「知事が」を「規則で」に改め、同条第 7 号中「鋼索鉄道」を「鉄道」に改め、同条第 10 号中「養魚施設」を「動物繁殖施設」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第 3 条 条例第 11 条第 2 項の同意又は同条第 3 項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第 3 条の 2 条例第 11 条第 2 項の同意を得ようとする者は県立公園事業執行同意申請書(別記第 1 号様式)を、同条第 3 項の認可を受けようとする者は県立公園事業執行認可申請書(別記第 1 号の 2 様式)を知事に提出するものとする。

2 条例第 11 条第 4 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

(2) 第 2 条第 1 号から第 9 号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

3 条例第 11 条第 5 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第 7 号、第 8 号及び第 10 号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあっては第 1 号、第 2 号、第 6 号から第 8 号まで及び第 11 号に掲げる書類を除く。

(1) 個人にあっては、住民票の写し

(2) 法人にあっては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の各階平面図、2 面以上の立面図、2 面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の配置図

(6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1,000 分の 1 以上の図面

(10) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使

用することができることを証する書類

- (12) 公園事業の執行に關し土地收用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を收用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その收用又は使用を必要とする理由書

4 条例第11条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第11条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は經營を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

(5) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日

(6) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

5 条例第11条第6項の同意を得ようとする者は、県立公園事業変更同意申請書(別記第1号の3様式)を知事に提出するものとする。

6 条例第11条第6項の認可を得ようとする者は、県立公園事業変更認可申請書(別記第1号の4様式)を知事に提出するものとする。

7 前2項の申請書には、第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る第3項各号に掲げる書類(同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。)を添付するものとする。

8 条例第11条第9項の届出は、県立公園事業軽微変更届(別記第1号の5様式)により行うものとする。

第4条第1項中「第10条第3項」を「第11条第2項の同意を得た者又は同条第3項」に、「当該認可」を「当該同意又は認可」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(承継の同意又は承認の申請)

第5条 条例第13条第1項の規定による承継の同意を得ようとする者は、県立公園事業承継同意申請書(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。

2 条例第13条第1項の規定による承継の承認を受けようとする者は、県立公園事業承継承認申請書(別記第3号の2様式)を知事に提出するものとする。

3 前2項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 第3条の2第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

4 条例第13条第2項の規定による相続の承認を受けようとする者は、県立公園事業相続承認申請書(別記第3号の3様式)を知事に提出するものとする。

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条の2第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

(2) 被相続人との続柄を証する書類

(3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第6条 条例第14条の規定による届出は、県立公園事業休止(廃止)届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

第6条の2から第6条の4までを削る。

第7条を次のように改める。

(同意又は認可の失効の届出)

第7条 条例第15条第2項の規定による届出は、県立公園事業同意(認可)失効届出書(別記第4号の2様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類

(2) 他の法令、条例又は規則の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第7条の2及び第8条を削る。

第8条の2を第8条とする。

第9条第1項中「第14条第4項」を「第21条第4項」に改め、同条第2項中「第14条第5項」を「第21条第5項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「第14条第6項」を「第21条第6項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「第14条第7項」を「第21条第7項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第9条の2中「第14条第4項第13号」を「第21条第4項第16号」に改める。

第10条中「第14条第8項第3号」を「第21条第8項第4号」に改め、同条第6号中「第14条第4項」を「第21条第4項」に改め、同条第14号中「道路」を「宅

地又は道路」に改め、同条第16号の次に次の1号を加える。

(16)の2 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

第10条第22号の次に次の18号を加える。

(22)の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(22)の3 宅地の木竹を損傷(条例第21条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。

(22)の4 自家用のために木竹を損傷すること。

(22)の5 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の6 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の7 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の8 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(22)の9 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の10 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の11 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の12 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の13 県立公園において熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号)第16条の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第2条第3号に規定する指定希少野生動植物に係るもの損傷すること。

(22)の14 県立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(22)の15 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(22)の17 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされる遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行つたために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の18 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)。

(22)の19 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第10条中第43号の5を第43号の13とし、同号の次に次の4号を加える。

(43)の14 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第21条第4項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(条例第21条第4項第14号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)。

(43)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(43)の16 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(43)の17 家畜を係留放牧すること(条例第21条第4項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。)。

第10条中第43号の4を第43号の12とし、同条第43号の3中「(平成14年法律第88号)」を削り、同号を同条第43号の10とし、同号の次に次の1号を加える。

(43)の11 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はこれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第10条中第43号の2を第43号の8とし、同号の次に次の1号を加える。

(43)の9 県立公園において熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第16条の規定による知事の許可に係る動物であつて、同条例第2条第3号に規定する指定希少野生動植物に係るもの捕獲し、若しくは殺傷し、又はこれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第10条第43号中「第14条第4項第10号」を「第21条第4項第11号」に改め、同号の次に次の6号を加える。

(43)の2 県立公園において熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第16条の規定による知事の許可に係る植物であって、同条例第2条第3号に規定する指定希少野生動植物に係るものを採取し、又は損傷すること。

(43)の3 農業を営むために条例第21条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（条例第21条第4項第12号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。）。

(43)の4 森林の整備及び保全を図るために条例第21条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(43)の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第21条第4項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

(43)の6 宅地内に木竹を植栽すること。

(43)の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第10条第44号中「の認可を受けた」を「に協議し、その同意を得た」に改め、同条第45号の2中「通常行われる行為のために」を削り、同条第45号の5中「その」を「それらの」に改める。

第10条中第45号の29を第45号の30とし、第45号の16から第45条の2までを1号ずつ繰り下げ、同条第45号の15中「第14条第4項第13号」を「第21条第4項第16号」に改め、同号を同条45号の16とし、同条第45号の14中「第14条第4項第13号」を「第21条第4項第16号」に改め、同号を同条45号の15とし、同条第45号の13中「立ち入ること」の次に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同号を同条45号の14とし、同条第45号の12の次に次の1号を加える。

(45)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第10条中第46号から49号までを削り、第50号を第46号とし、第51号を第47号とする。

第11条中「第15条1項」を「第22条第1項」に改める。

第12条中「第15条第3項第5号」を「第22条第3項第6号」に改め、「の各号」を削り、同条第1号ア中「第21号」の次に「、第22号の2、第22号の8、第22号の12、第22号の13、第22号の14、第22号の16」を加え、「第43号の3、第45号の2、第45号の11又は第46号」を「第43号の2、第43号の5、第43号の9、第43号の10、第43号の11、第45号の13、第45号の19又は第45号の28」に改め、同号イ中「第43号の2」を「第43号の8」に改め、同条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第13条中「第16条第1項第2号」を「第23条第1項第2号」に改める。

第14条第1項中「第16条第2項」を「第23条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第1号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第23条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第14条第2項中「利用者」を「申請者」に改める。

第15条第1項中「第16条第4項」を「第23条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第3号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改める。

第16条中「第16条第5項」を「第23条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 再交付を必要とする枚数（条例第23条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第17条第1項中「第17条第2項」を「第24条第2項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第17条第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項第5号中「法第17条第3項各号」を「自然公園法（昭和32年法律第161号）第25条第3項各号」に改める。

第18条第1項中「第19条第1項前段」を「第26条第1項前段」に改め、同条第2項中「第19条第1項後段」を「第26条第1項後段」に改める。

第19条第1項中「第19条第2項前段」を「第26条第2項前段」に改め、同条第2項中「第19条第2項後段」を「第26条第2項後段」に改める。

第20条中「第19条第4項」を「第26条第4項」に改める。

第21条中「第19条第5項」を「第26条第5項」に、「第21条第2項」を「第28条第2項」に改める。

第22条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第23条中「第24条第1項第1号」を「第31条第1項第1号」に改める。

第24条中「第24条第7項第3号」を「第31条第7項第4号」に改め、同条第1号中「第16号」を「第16号の2」に、「第50号」を「第46号」に改める。

第25条第1項中「第14条第4項」を「第21条第4項」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第3項中「第14条第4項」を「第21条第4項」に、「第14条第5項」を「第21条第5項」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(県立公園における生態系維持回復事業の確認)

第25条の2 地方公共団体が条例第37条第2項の確認を受ける場合は、次に掲げる事項に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(県立公園における生態系維持回復事業の認定)

第25条の3 地方公共団体以外の者が条例第37条第3項の認定を受ける場合は、次に掲げる事項に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ この条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第25条の4 条例第37条第2項の確認の申請は、生態系維持回復事業確認申請書(別記第11号様式)により行うものとする。

2 条例第37条第3項の認定の申請は、生態系維持回復事業認定申請書(別記第12号様式)により行うものとする。

3 条例第37条第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

4 条例第37条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(別記第13号様式)

5 条例第37条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

6 条例第37条第6項の確認を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更確認申請書(別記第14号様式)を知事に提出するものとする。

7 条例第37条第6項の認定を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更認定申請書(別記第15号様式)を知事に提出するものとする。

8 条例第37条第9項の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届(別記第16号様式)により行うものとする。

第26条中「第29条第3項第3号」を「第40条第3項第3号」に改める。

第27条中「第30条第1項」を「第41条第1項」に、「第33条」を「第44条」に改める。

第28条中「第32条」を「第43条」に、「第33条」を「第44条」に改める。

第29条中「第35条第1項」を「第46条第1項」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「第36条各号」を「第47条各号」に改める。

第30条中「第22条第2項、第26条第3項、第28条第3項及び第41条第4項」を「第29条第2項、第33条第3項、第35条第3項及び第52条第4項」に、「別記第11号様式」を「別記第17号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条の2関係)

県立公園事業執行同意申請書

熊本県立自然公園条例第11条第2項の規定により、 県立公園内において次のとおり に関する公園事業を執行したいので協議します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒
 氏名(名称及び代表者名) 印
 電話番号

熊本県知事 様

公園施設の種類						
公園施設の位置	熊本県 郡	市 町 村	大字	字	番地	地目
公園施設の規模及び構造						
公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者)				
	料金徴収	有(標準的な額) 無				
	供用期間	通年 季節(供用期間)				
公園施設の供用 開始の予定年月 日	年 月 日					
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完成					
備考						

1 添付書類及び図面等

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図
- (4) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000以上の図面
- (5) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (6) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

2 記載上の注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (2) 「公園施設の位置」欄には、郡、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載してください。ただし、道路にあっては起終点の位置を記載してください。
- (3) 「公園施設の規模及び構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載してください。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載してください。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとに規模を記載してください。
- (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令、条例又は規則の規定により行政の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載してください。
- (7) 不要の文字は、抹消してください。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第1号様式の次に次の4様式を加える。

別記第 1 号の 2 様式(第 3 条の 2 関係)

県立公園事業執行認可申請書

熊本県立自然公園条例第 11 条第 3 項の規定により、
県立公園内において次の
とおり に関する公園事業を執行したいので申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地) 〒
 氏名(名称及び代表者名) 印
 電話番号

熊本県知事 様

公園施設の種類						
公園施設の位置	熊本県 郡	市 町 村	大字	字	番地	地目
公園施設の規模及び構造						
公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者))
	料金徴収	有(標準的な額) 無)
	供用期間	通年 季節(供用期間))
公園施設の供用 開始の予定年月 日	年 月 日					
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完成					
備考						

1 添付書類及び図面等

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

2 記載上の注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (2) 「公園施設の位置」欄には、郡、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載してください。ただし、道路にあっては起終点の位置を記載してください。
- (3) 「公園施設の規模及び構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載してください。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載してください。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとに規模を記載してください。
- (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令、条例又は規則の規定により行政の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載してください。
- (7) 不要の文字は、抹消してください。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第1号の3様式(第3条の2関係)

県立公園事業変更同意申請書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で同意を得た 県立公園
において執行する に関する公園事業の同意事項を次のとおり変更したいので、
熊本県立自然公園条例第11条第6項の規定により協議します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名) 印
電話番号

熊本県知事 様

変更の内 容	事 項	変 更 前		変 更 後		
	公園施設の種類					
	公園施設の位置					
	公園施設の規模及び構造					
	公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法				
		料金徴収				
供用期間						
変更しようとする 年 月 日	年 月 日					
工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了					
変更を必要とする理由						
備 考						

1 添付書類及び図面等

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 次に掲げる書類のうち、変更に係るもの
 - ア 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図
 - イ 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000以上の図面
 - ウ 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - エ 公園事業の執行に関し土地取用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

2 記載上の注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (2) 「変更の内容」欄には、同意を得た事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載してください。
- (3) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (5) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載してください。
- (6) 不要の文字は、抹消してください。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第1号の4様式(第3条の2関係)

県立公園事業変更認可申請書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で認可された 県立公園
 において執行する に関する公園事業の認可事項を次のとおり変更したいので、
 熊本県立自然公園条例第11条第6項の規定により申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒
 氏名(名称及び代表者名) 印
 電話番号

熊本県知事 様

変更の内 容	事 項	変 更 前		変 更 後		
	公園施設の種類					
	公園施設の位置					
	公園施設の規模及び構造					
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法				
		料金徴収				
		供用期間				
	変更しようとする年 月 日	年 月 日				
	工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了				
変更を必要とする理由						
備 考						

1 添付書類及び図面等

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 次に掲げる書類のうち、変更に係るもの
 - ア 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図
 - イ 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000以上の図面
 - ウ 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - エ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - オ 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

2 記載上の注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (2) 「変更の内容」欄には、認可を受けた事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載してください。
- (3) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否。
 - イ 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (5) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載してください。
- (6) 不要の文字は、抹消してください。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第 1 号の 5 様式(第 3 条の 2 関係)

県立公園事業軽微変更届

年 月 日付け熊本県指令 第 号で同意を得た(認可された)

県立公園において執行する公園事業の同意(認可)事項を次のとおり変更した
ので、熊本県立自然公園条例第 11 条第 9 項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(所在地) 〒

氏名(名称及び代表者名)

印

電話番号

熊本県知事 様

公 園 施 設 の 種 類				
変更の内 容	事項	変更前		変更後
	氏名(名称、代表者 者の氏名) 住所			
	公園施設の管理 又は経営の方法	受託者		
		標準的 な額		
		供用 期間		
	供用予定年月日	年 月 日		年 月 日
	工事施行の予定 期間	年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了	
変 更 し た 年 月 日		年 月 日		
変 更 を 必 要 と す る 理 由				
備 考				

記載上の注意

- 1 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- 2 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載してください。
 - (1) 委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
 - (2) 料金を徴収する場合の標準的な額。
 - (3) 季節供用する場合の供用期間。
- 3 不要の文字は、抹消してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第 2 号様式中「認可（承認）を受けた」を「認可（同意）の」に、「認可（承認）指令書」を「認可（同意）指令書」に改める。
 別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式（第 5 条関係）

県立公園事業承継同意申請書

熊本県立自然公園条例第 13 条第 1 項の規定により、が執行
 する 県立公園 事業を承継したいので、次のとおり協議します。

年　月　日

申請者 住所(所在地)
 氏名(名称及び代表者名) 印
 電話番号

熊本県知事 様

執行の同意を得た年月 日及び番号	年　月　日	第	号
公園施設の種類			
合併(分割)法人の名称、 住所及び代表者の氏名			
合併(分割)した年月日	年　月　日		

合併（分割）した理由	
備 考	

1 添付書類及び図面等

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した県立公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2 記載上の注意

- (1) 「執行の同意を得た年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意回答書（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けた場合にあっては承認指令書）記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載してください。
- (4) 不要の文字は、抹消してください。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

別記第 3 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 3 号の 2 様式（第 5 条関係）

県立公園事業承継承認申請書

熊本県立自然公園条例第 13 条第 1 項の規定により、が執行
する 県立公園 事業を承継したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地) ▲

氏名(名称及び代表者名)

印

電話番号

熊本県知事 様

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	第	号
公園施設の種類			
合併（分割）法人の名称、住所及び代表者の氏名			
合併（分割）した年月日	年 月 日		
合併（分割）した理由			
備 考			

1 添付書類及び図面等

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した県立公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2 記載上の注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載してください。
- (4) 不要の文字は、抹消してください。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

別記第 3 号の 3 様式（第 5 条関係）

県立公園事業相続承認申請書

熊本県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、
が執行していた
県立公園 事業を承継したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所〒

氏名

印

電話番号

熊本県知事

様

執行の認可を受けた年 月日及び番号	年 月 日	第	号
公園施設の種類			
被相続人の氏名及び住 所			
被相続人が死亡した年 月日	年 月 日		
備 考			

1 添付書類及び図面等

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用するこ
ができるこを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が 2 人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続
人として選定されたことを証する書類

2 記載上の注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の認可指令書記載のものを記入し
てください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類
を記載してください。

- (3) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載してください。
- (4) 不要の文字は、抹消してください。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第4号様式及び別記第4号の2様式を次のように改める。

別記第4号様式(第6条関係)

県立公園事業休止(廃止)届出書

年　　月　　日付け熊本県指令　　第　　号で同意を得た（認可された）

県立公園において執行する公園事業を次のとおり休止（廃止）したいので、
熊本県立自然公園条例第14条の規定により届け出ます。

年　　月　　日

届出者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

印

電話番号

熊本県知事　　様

公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	年　月　日～　年　月　日 (　　年　　月　　日)
休止期間中(廃止後) の公園施設の管理办法 (取扱い)	
休止(廃止)を 必要とする理由	
備　　考	

1 添付書類及び図面等

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真

2 記載上の注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。

- (2) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合
はその範囲を記載してください。廃止の場合は空欄としてください。

- (3) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況

イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先

- (4) 不要の文字は、抹消してください。

- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第4号の2様式(第7条関係)

県立公園事業同意(認可)失効届出書

年　　月　　日付け熊本県指令　　第　　号で同意を得た(認可を受けた)
公園事業執行の同意(認可)が次のとおり失効したので、熊本県立自然公園
条例第15条第2項の規定により届け出ます。

年　　月　　日

届出者 住所(所在地) 〒

氏名(名称及び代表者名)

印

電話番号

熊本県知事　　様

公園施設の種類	
失効した年月日	年　　月　　日

失効した理由	
備考	

1 添付書類及び図面等

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 他の法令、条例又は規則の規定による行政庁の許可、認可その他処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

2 記載上の注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (2) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先を記載してください。
- (3) 不要の文字は、抹消してください。
- (4) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第4号の3様式その1から別記第4号の3様式その7までを削る。

別記第5号様式その1から別記第5号様式その13までの規定中「第14条第4項」を「第21条第4項」に、「1：50,000」を「1：25,000」に改める。
別記第5号様式その13の次に次の3様式を加える。

別記第5号様式 その14(第9条関係)

特別地域内木竹以外の植物の植栽(播種)許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立公園の特別地域内における木竹以外の植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名) 印

電話番号

熊本県知事 様

目的				
行為地	市 郡	町 村	大字	字
行為地及びその付近の状況				
植栽(播種)する植物の種類				
施行方法	植栽(播種)面積			
	植栽(播種)数量			
	植栽(播種)方法			
	管理方法			
	関連行為の概要			
予定期間	着手日	年 月 日		
	完了日	年 月 日		
備考				

1 添付図面

- (1) 縮尺 1:25,000以上の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立公園」の箇所には当該県立公園の名称を記入してください。
なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 申請者欄の氏名(代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「植栽(播種)する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類(変種である場合は、変種レベルまで)を記入してください。
- (5) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置を記入してください。

(6) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入してください。

(7) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記入してください。

なお、以前熊本県立自然公園条例の許可を受けたものについては、その旨、許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入してください。

(8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第5号様式 その15(第9条関係)

特別地域内動物の放出（家畜の放牧を含む。）許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立公園の特別地域内における動物の放出（家畜の放牧を含む。）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名) 印

電話番号

熊本県知事 様

目的					
行為地	市	町	大字	字	番地
郡			村		
行為地及びその付近の状況					
動物（家畜）の種類					
施行方法	動物（家畜）の 数量（頭数）				
	管 理 方 法				

予定期間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 縮尺 1:25,000以上の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立公園」の箇所には当該県立公園の名称を記入してください。なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 申請者欄の氏名(代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(亜種である場合は、亜種レベルまで)を記入してください。
- (5) 「管理方法」欄には、放出する動物(家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置を記入してください。なお、家畜にあっては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入してください。
- (6) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記入してください。
なお、以前熊本県立自然公園条例の許可を受けたものについては、その旨、許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入してください。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第5号様式 その16(第9条関係)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立公園の特別地域内の
知事が指定する区域内への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名) 印

電話番号

熊本県知事 様

目 的					
行 為 地	市	町	大字	字	番地
郡		村			
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況					
立 ち 入 る 者 の 人 数 及 び 氏 名 並 び に 期 間					
立 ち 入 る 経 路 又 は 範 囲					
立 ち 入 る 方 法					
予 定 期 間	着 手 日	年 月 日			
	完 了 日	年 月 日			
備 考					

1 添付図面

- (1) 縮尺 1:25,000以上の地形図
- (2) 縮尺 1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立公園」の箇所には当該県立公園の名称を記入してください。

なお、不要の文字は抹消してください。

- (2) 申請者欄の氏名(代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。

なお、詳細については、添付図面に表示してください。

- (4) 「立ちに入る者的人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入してください。
- (5) 「立ちに入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入してください。
- (6) 「備考」欄には、他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記入してください。

なお、土地所有関係についても記入してください。

また、以前熊本県立自然公園条例の許可を受けたものについては、その旨、許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入してください。

- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第6号様式中「第14条第5項」を「第21条第5項」に、
「該当する行為の種類に応じそれぞれ別記第5号様式その1からその11に順じた」を
「図面を添付してください。」

「次に掲げる書類のうち必要なものを添付してください。

- (1) 縮尺 1:25,000以上の地形図
- (2) 縮尺 1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 縮尺 1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 縮尺 1:1,000以上の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

改める。

別記第7号様式中「第14条第6項」を「第21条第6項」に、「1:50,000」を「1:25,000」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「第14条第7項」を「第21条第7項」に、「1:50,000」を「1:25,000」に改める。

別記第10号様式その1から別記第10号様式その6までの規定中「第24条第1項」を「第31条第1項」に、「1:50,000」を「1:25,000」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

別記様式第 11 号(第 25 条の 4 関係)

生態系維持回復事業確認申請書

熊本県立自然公園条例第37条第2項の規定により、
県立公園内における
生態系維持回復事業の実施に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地) 〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
備 考	

記載上の注意

- 申請文の「 県立公園」の箇所には当該県立公園の名称を、「 生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記入してください。
- 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載してください。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であって、それぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記入してください。
- 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記入してください。また、当該区域を明らかにした縮尺1:25,000以上の区域図を添付してください。
- 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記入してください。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載してください。

5 「備考」欄には次の事項を記載してください。

- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
- (2) 他の法令、条例又は規則の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (3) 関連する計画の有無（有る場合にはその名称）
- (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法

6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（別記第13号様式）を添付してください。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第11号様式の次に次の6様式を加える。

別記第12号様式(第25条の4関係)

生態系維持回復事業認定申請書

熊本県立自然公園条例第37条第3項の規定により、 県立公園内における
生態系維持回復事業の実施に係る認定を受けたいので、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者　住所(所在地)〒
　　　　　氏名(名称及び代表者名)
　　　　　電話番号

熊本県知事　　様

生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
備　　考	

記載上の注意

- 1 申請文の「 県立公園」の箇所には当該県立公園の名称を、「 生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記入してください。
- 2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記入してください。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であって、それぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記入してください。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記入してください。また、当該区域を明らかにした縮尺1:25,000以上の区域図を添付してください。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載してください。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載してください。
- 5 「備考」欄には次の事項を記載してください。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令、条例又は規則の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無（有る場合にはその名称）
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（別記第13号様式）を添付してください。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A 4としてください。

別記第 13 号様式(第 25 条の 4 関係)

生態系維持回復事業実施計画書

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

1 県立公園名

2 生態系維持回復事業の名称

3 生態系維持回復事業を行う期間

4 生態系維持回復事業の目標

5 生態系維持回復事業を行う区域

6 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

(5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

(6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備考

記載上の注意

- 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載してください。
- 2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載してください。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載してください。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載してください。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載してください。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。ただし、実施しない事業については記載の必要はありません
 - (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載してください。
 - (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数及び個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の誤認捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載してください。
 - (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載してください。
 - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載してください。
 - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載してください。
 - (6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載してください。
- 6 「備考」は、次の事項を記載してください。
 - (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載してください。
 - (2) 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載してください。

別記第14号様式(第25条の4関係)

生態系維持回復事業変更確認申請書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で確認された 県立公園
における 生態系維持回復事業の確認事項を次のとおり変更したいので、熊本県
立自然公園条例第37条第6項の規定により申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

変更 の 内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行なう期間		
	生態系維持回復事業を行なう区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

記載上の注意

- 1 「変更の内容」欄には、確認を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示してください。
- 2 「生態系維持回復事業を行なう区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺1:25,000以上の区域図を添付してください。
- 3 「備考」欄には次の事項を記載してください。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令、条例又は規則の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 4 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（別記第13号様式）を添付してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第15号様式(第25条の4関係)

生態系維持回復事業変更認定申請書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で認定された 県立公園
における 生態系維持回復事業の認定事項を次のとおり変更したいので、熊本県
立自然公園条例第37条第6項の規定により申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

変更 の 内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行なう期間		
	生態系維持回復事業を行なう区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

記載上の注意

- 1 「変更の内容」欄には、確認を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示してください。
- 2 「生態系維持回復事業を行なう区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺1:25,000以上の区域図を添付してください。
- 3 「備考」欄には次の事項を記載してください。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令、条例又は規則の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 4 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（別記第13号様式）を添付してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

別記第 16 号様式(第 25 条の 4 関係)

生態系維持回復事業軽微変更届

年 月 日付け熊本県指令 第 号で確認(認定)された
県立公園における 生態系維持回復事業の を次のとおり
変更したので、熊本県立自然公園条例第 37 条第 9 項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(所在地) 〒
氏名(名称及び代表者名) 印
電話番号

熊本県知事 様

	変更前	変更後
変更の内容		
変更した年月日		
備 考		

記載上の注意

- 「変更の内容」欄には、変更した事項を記載するとともに、確認(認定)された内容と今回変更した内容とを対比して明示してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

別記第17号様式(第30条関係)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

上記の者は、熊本県立自然公園条例第29条に規定する報告の徴収及び立入検査、第33条に規定する報告の徴収及び立入検査、第35条に規定する利用のための規制の指示並びに第52条に規定する実地調査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日

熊本県知事

印

(裏)

熊本県立自然公園条例(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第29条 知事は、第23条からこの条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿又は書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(報告徴収及び立入検査)

第33条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第31条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第7号、第31条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項第7号若しくは第31条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(利用のための規制)

第35条 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該県立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休

憩所等をほしいままに占拠し、嫌惡の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該県立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第7章 雜則

(実地調査)

第52条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に關し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。
- 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第8章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 偽りその他不正の手段により第23条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けた者
- (3) 第26条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者
- (4) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (5) 第31条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第31条第5項の規定に違反した者
- (7) 第33条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (8) 第33条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (9) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第35条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (10) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第35条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (11) 第52条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第55条、第56条、第58条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条第9項、第14条又は第15条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第11条第3項の認可を受けた者に限る。)
- (2) 第23条第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者

(熊本県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和48年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ（コ）中「以下「道路」」を「以下第13号及び第17条第11号を除き「道路」」に改め、同条中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

(9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれがあること。

(10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあること。

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあること。

第16条中「第14条第10項第2号」を「第14条第10項第3号」に改め、「の各号」を削り、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により県以外の地方公共団体が知事に協議し、その同意を得た保全事業の一部として木竹を損傷すること。

(10) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第17条中「第14条第10項第3号」を「第14条第10項第4号」に改め、「の各号」を削り、同条第10号中「第7号」を「第10号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの。

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

オ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

キ 施設又は設備の維持管理を行いうるために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ク 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第16条の知事の許可に係る木竹であつて、同条例第2条第3号に規定する指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。

ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行つたために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

シ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの。

ア 森林の整備及び保全を図るために条例第14条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（条例第14条第4項第8号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物

の放牧を含む。) であって次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第14条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（条例第14条第4項第9号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの
(ア) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第18条中「第15条第3項第4号」を「第15条第3項第5号」に改める。

第19条中「第15条第3項第5号」を「第15条第3項第6号」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第9号ア」を「第12号ア」に、「又は同号キ、ク若しくはケ」を「及び同号キからケまで」に、「又は第8号イ」を「及び第12号イ」に改める。

第20条中「第15条第3項第6号」を「第15条第3項第7号」に、「行なう」を行なうに改める。

第23条中「第16条第6項第3号」を「第16条第6項第4号」に改める。

第24条中「第16条第6項第4号」を「第16条第6項第5号」に改め、「の各号」を削り、同条第6号イ中「第17条第9号ウ」を「第17条第12号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

第24条の次に次の5条を加える。

(生態系維持回復事業の確認)

第24条の2 国又は県以外の地方公共団体が、条例第18条の3第2項の確認を受ける場合は、次に掲げる事項に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第24条の3 国及び地方公共団体以外の者が、条例第18条の3第3項の認定を受ける場合は、次に掲げる事項に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ この条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第24条の4 条例第18条の3第4項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(別記第6号の2様式)により行うものとする。

2 条例第18条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第18条の3第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(別記第6号の3様式)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第24条の5 条例第18条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

2 条例第18条の3第9項の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届(別記第6号の4様式)により行うものとする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第24条の6 条例第18条の3第6項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(別記第6号の5様式)を知事に提出するものとする。

第41条第1項及び第3項中「第15条第3項第6号」を「第15条第3項第7号」

に改める。
別記第2号様式別紙中

「7 汚水、廃水の排出

排水の種類	
排水の量	
排水の経路	
排出先の水域	

8 車馬（動力船）の使用、航空機の着陸

立ち入らせるものの種類及び数	
立ち入らせる範囲及び面積	
立ち入らせる方法	

「7 木竹の損傷

損傷物の種類	
施行方法	損傷物の数量
	損傷方法

8 植物の植栽（播種）

植栽（播種）する植物の種類	
施行方法	植栽（播種）面積
	植栽（播種）数量
	植栽（播種）方法
	管理方法

9 動物（家畜）の放出

動物（家畜）の種類	
施行方法	動物（家畜）の数量（頭数）
	管理方法

10 汚水、廃水の排出

排水の種類	
排水の量	
排水の経路	
排出先の水域	

11 車馬（動力船）の使用、航空機の着陸

立ち入らせるものの種類及び数	
立ち入らせる範囲及び面積	
立ち入らせる方法	

改める。

別記第5号様式中「第15条第3項第6号」を「第15条第3項第7号」に改める。
別記第6号様式の次に次の4様式を加える。」

別記第 6 号の 2 様式（第 24 条の 4 第 1 項関係）

生態系維持回復事業確認（認定）申請書

年 月 日

熊本県知事様

申請者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

印

_____自然環境保全地域における_____生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので、熊本県自然環境保全条例第 18 条の 3 第 2 項（第 3 項）の規定により、次とおり申請します。

生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
備考	

記入上の注意

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
- (2) 申請文の「_____自然環境保全地域」の箇所には当該自然環境保全地域の名称を、「_____生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業の名称を記入してください。
- (3) 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記入してください。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であって、それぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記入してください。
- (4) 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記入してください。また、当該区域を明らかにした縮尺 25,000 分の 1 以上の区域図を添付してください。
- (5) 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記入してください。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記入してください。
- (6) 「備考」欄には次の事項を記入してください。
 - ① 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - ② 他の法令、条例、規則等の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - ③ 関連する計画の有無（有る場合にはその名称）
 - ④ 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- (7) 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（別記第 6 号の 3 様式）を添付してください。

別記第6号の3様式（第24条の4第3項関係）

生態系維持回復事業実施計画書

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名) 印

- 1 自然環境保全地域名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 7 備 考

記入上の注意

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
- (2) 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記入してください。
- (3) 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記入してください。
- (4) 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記入してください。
- (5) 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記入してください。
- (6) 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記入してください。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。ただし、実施しない事業については記入の必要はありません。
 - ① 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記入してください。
 - ② 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の誤認捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記入してください。
 - ③ 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記入してください。
 - ④ 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記入してください。
 - ⑤ 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記入してください。
 - ⑥ 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記入してください。
- (7) 「備考」は、次の事項を記入してください。
 - ① 関連する計画がある場合には、その名称を記入するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記入してください。
 - ② 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記入してください。

別記第 6 号の 4 様式（第 24 条の 5 関係）

生態系維持回復事業軽微変更届

年 月 日

熊本県知事様

届出者の住所及び氏名
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名) 印

_____自然環境保全地域における_____生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項を変更したので、熊本県自然環境保全条例第 18 条の 3 第 9 項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認(認定)を受けた 年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更の内容	変更前	変更後
変更した年月日		
備 考		

記入上の注意

- (1) 届出者の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- (2) 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記入してください。
- (3) 「変更の内容」欄には変更した事項を記入するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示してください。

別記第 6 号の 5 様式（第 24 条の 6 関係）

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

年 月 日

熊本県知事様

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名) 印

_____自然環境保全地域における_____生態系維持回復事業の確認（認定）を受けた事項を変更したいので、熊本県自然環境保全条例第 18 条の 3 第 6 項の規定により、次のとおり申請します。

確認（認定）を受けた 年月日及び番号		年	月	日	第	号
変更の内容	事項	変更前		変更後		
	生態系維持回復事業を行う期間					
	生態系維持回復事業を行う区域					
生態系維持回復事業の内容						
変更を必要とする理由						
備 考						

記入上の注意

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
- (2) 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記入してください。
- (3) 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示してください。
- (4) 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺 25,000 分の 1 以上の区域図を添付してください。
- (5) 「備考」欄には次の事項を記入してください。
 - ① 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - ② 他の法令、条例、規則等の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (6) 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（別記 6 号の 3 様式）を添付してください。

別記第 8 号様式中「第 15 条第 3 項第 6 号」を「第 15 条第 3 項第 7 号」に改める。
(熊本県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第 3 条 熊本県環境影響評価条例施行規則（平成 12 年熊本県規則第 56 号）の一部を次
のように改正する。

第 43 条第 1 項第 1 号中「第 20 条第 4 項」を「第 21 条第 4 項」に改め、同条第 2
項第 1 号中「第 22 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。